



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*73 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) 2

○ 告示

1374	公文書開示の実施状況の公表	(総務課).....	13
1375	個人情報保護条例の運用状況の公表	(").....	14
1376	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	14
1377	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課).....	15
1378	〃	(").....	15
1379	〃	(").....	15
1380	〃	(").....	16
1381	〃	(").....	16
1382	指定自立支援医療機関の変更	(").....	16
1383	〃	(").....	16
1384	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課).....	17
1385	〃	(").....	17
1386	〃	(").....	17
1387	農用地利用配分計画の認可	(").....	18
1388	木材業者等の登録	(林業振興課).....	18
1389	木材業者等の登録の変更	(").....	18
1390	保安林の指定	(森林整備課).....	19
1391	〃	(").....	19
1392	保安林の指定施業要件変更予定	(").....	19
1393	〃	(").....	20
1394	保安林の指定施業要件の変更	(").....	20
1395	道路の区域変更	(道路保全課).....	21
1396	道路の供用開始	(").....	21
1397	道路の区域変更	(").....	21
1398	道路の供用開始	(").....	22
1399	道路の区域変更	(").....	22
1400	道路の供用開始	(").....	22
1401	道路の区域変更	(").....	23
1402	〃	(").....	23
1403	道路の供用開始	(").....	24
1404	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課).....	24
1405	道路の位置の指定	(都市政策課).....	25
1406	〃	(").....	25
1407	都市計画の変更	(").....	25

○ 人事委員会告示

- 11 平成28年度第2回和歌山県育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員並びに任期付短時間勤務職員採用試験の実施 26

○ 監査公表

- 監査公表第28号 29

規 則

和歌山県規則第73号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成7年和歌山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第5条の9の2第1項」の次に「（省令第5条の10の12において準用する場合を含む。）」を加える。

第12条の次に次の2条を加える。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第12条の2 法第9条の3の3第1項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（別記第11号様式の2）により行うものとする。

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更の届出）

第12条の3 法第9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第8項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書（別記第11号様式の3）により行うものとする。

別表中

一般廃棄物処理施設設置許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健所長
一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	2	
一般廃棄物処理施設定期検査申請書	2	
特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書	2	
一般廃棄物処理施設変更許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	2	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	2	
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	2	
一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書	2	
熱回収施設設置者認定申請書 （一般廃棄物処理施設に係るもの）	2	
熱回収施設休廃止等届出書 （一般廃棄物処理施設に係るもの）	2	
熱回収報告書 （一般廃棄物処理施設に係るもの）	2	
一般廃棄物処理施設設置届出書	2	
一般廃棄物処理施設変更届出書	2	

を

一般廃棄物処理施設譲受け (借受け) 許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者合併 (分割) 認可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者相続届出書	2	

一般廃棄物処理施設設置許可申請書	2	当該施設の所在地を管轄する保健 所長
一般廃棄物処理施設使用前検査申請書	2	
一般廃棄物処理施設定期検査申請書	2	
特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書	2	
一般廃棄物処理施設変更許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書	2	
一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書	2	
一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書	2	
一般廃棄物処理施設欠格要件該当届出書	2	
熱回収施設設置者認定申請書 (一般廃棄物処理施設に係るもの)	2	
熱回収施設休廃止等届出書 (一般廃棄物処理施設に係るもの)	2	
熱回収報告書 (一般廃棄物処理施設に係るもの)	2	
一般廃棄物処理施設設置届出書	2	
一般廃棄物処理施設変更届出書	2	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書	2	
非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書	2	
一般廃棄物処理施設譲受け (借受け) 許可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者合併 (分割) 認可申請書	2	
一般廃棄物処理施設設置者相続届出書	2	

に

改める。

別記第5号様式 (第1面) 中

変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設にお いて処理する一般廃棄物 の種類	変 更 後		変 更 前	
		$m^3/日 () 時間$ $t/日 () 時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日 () 時間$ $t/日 () 時間$ $m^3/時間$ $t/時間$	面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の 位置、構造等の設置に 関する計画				
	△一般廃棄物処理施設の 維持管理に関する計画				

を

変更内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
		面積 m^2 埋立容量 m^3	面積 m^2 埋立容量 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		

に

改め、同様式（第3面）中

備考
<p>1 ※欄は、記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。</p> <p>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。</p> <p>(1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</p> <p>(2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図</p> <p>(3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値</p> <p>(4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第 6 条第 2 項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値</p> <p>(5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第 1 条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値</p> <p>4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p> <p>6 「法定代理人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。</p> <p>7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</p> <p>8 都道府県知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。</p> <p>9 都道府県知事が定める部数を提出すること。</p>
※手数料欄

を

備考
<p>1 ※欄は、記入しないこと。</p> <p>2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。</p> <p>3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。</p>

- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第 6 条第 2 項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場の場合は排水基準を定める省令第 1 条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
- 9 知事が定める部数を提出すること。

に

改め、同様式に次のように加える。

(第4面)

※手数料欄

別記第6号様式(表)中「第9条の3第11項」の次に「及び第9条の3の3第3項」を、「第5条の9」の次に「及び第5条の10の11」を、「第5条の4第6号」の次に「(省令第5条の10の11において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第10号様式(表)中

	／日 () 時間
t	／日 () 時間
	／時間
t	／時間
面積	m ²
埋立容量	m ³

を

	m ³ ／日 () 時間
t	／日 () 時間
	m ³ ／時間
t	／時間
面積	m ²
埋立容量	m ³

に改める。

別記第11号様式(表)中

変更内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	変更後	変更前	を
		$\frac{\quad}{\text{日}} (\quad) \text{時間}$ $\frac{t}{\text{日}} (\quad) \text{時間}$ $\frac{\quad}{\text{時間}}$ $\frac{t}{\text{時間}}$	$\frac{\quad}{\text{日}} (\quad) \text{時間}$ $\frac{t}{\text{日}} (\quad) \text{時間}$ $\frac{\quad}{\text{時間}}$ $\frac{t}{\text{時間}}$	
	面積 埋立容量	m^2 m^3	面積 埋立容量	
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			

変更内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			に
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変更後	変更前	
		$\frac{\text{m}^3}{\text{日}} (\quad) \text{時間}$ $\frac{t}{\text{日}} (\quad) \text{時間}$ $\frac{\text{m}^3}{\text{時間}}$ $\frac{t}{\text{時間}}$	$\frac{\text{m}^3}{\text{日}} (\quad) \text{時間}$ $\frac{t}{\text{日}} (\quad) \text{時間}$ $\frac{\text{m}^3}{\text{時間}}$ $\frac{t}{\text{時間}}$	
	面積 埋立容量	m^2 m^3	面積 埋立容量	m^2 m^3
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画			
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			

改め、同様式（裏）中「括弧書き」を「括弧書」に、「都道府県知事」を「知事」に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第11号様式の2 (第12条の2関係)

(第 1 面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

和歌山県知事

様

年 月 日

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※届 出 の 年 月 日	年 月 日
※届 出 番 号	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$
※事 務 処 理 欄	

(日本工業規格 A列4番)

(第 2 面)

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

(第 3 面)

届出者 (個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住		所
法定代理人 (届出者が法第 7 条第 5 項第 4 号チに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名 称	住		所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
役員 (届出者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第 4 面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（届出者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出 資 の 額	籍 所
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割 合	本 住	籍 所

政令第 4 条の 7 に規定する使用人（届出者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類のについては、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 「法定代理人」の欄から「政令第 4 条の 7 に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 7 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
- 8 知事が定める部数を提出すること。

別記第11号様式の3(第12条の3関係)

(表面)

非常災害に係る一般廃棄物処理施設変更届出書

和歌山県知事 様 年 月 日

届出者
住 所
氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第3項において準用する同法第9条の3第8項の規定により、関係書類及び図面を添えて、非常災害に係る一般廃棄物処理施設の変更について届け出ます。

一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 の 年 月 日		年 月 日	
届 出 番 号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力	変 更 後	変 更 前
		m ³ /日 () 時間 t /日 () 時間 m ³ /時間 t /時間	m ³ /日 () 時間 t /日 () 時間 m ³ /時間 t /時間
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 の 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※事 務 処 理 欄			

(日本工業規格 A列4番)

(裏面)

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。
- 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス及び排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第 6 条第 2 項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設の場合は生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目に係る変更後の数値
- 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 知事が必要と認める書類及び図面を添付すること。
- 7 知事が定める部数を提出すること。

別記第20号様式中「申請者」を「届出者」に、「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項第2項」に、

	/日()時間	
	t/日()時間	
	/時間	
	t/時間	
残余面積		m ²
残余埋立容量		m ³

を

	m ³ /日()時間	
	t/日()時間	
	m ³ /時間	
	t/時間	
残余面積		m ²
残余埋立容量		m ³

に、

備考
 1 この届出書は、一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに提出すること。
 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

を

備考
 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出は、一般廃棄物の処理を開始する日の30日前までに行うこと。
 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第2項の規定による届出は、一般廃棄物の処理を開始した後、遅滞なく行うこと。
 3 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

告 示

和歌山県告示1374号

和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条例第2号)第37条第2項の規定に基づき、平成27年度における公文書の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 公文書の開示の請求件数並びに公文書の全部開示、部分開示及び非開示の決定件数等

開示請求の件数	決 定 件 数 等						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
4,393	2,385	1,748	4,133	46	155	8	51

2 公文書の開示の申出件数及びその処理状況

開示申出の件数	処 理 状 況						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
36	12	15	27	0	8	0	1

3 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
31 (64)	0 (1)	0	0 (20)	0	0	31 (43)

() の数字は、平成23年度から平成26年度までの不服申立てであって、平成27年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1375号

和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第60条第2項の規定に基づき、平成27年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 個人情報取扱事務の件数

2,161件

2 保有個人情報の請求及び決定件数等

(1) 開示

開示請求の件数	決 定 件 数 等						
	開 示			非開示	不存在	存否応答 拒 否	取下げ
	全部	部分	計				
164	82	72	154	1	9	0	0

(2) 訂正及び利用停止

訂正請求の 件 数	決定件数				利用停止 請求の件数	決定件数			
	訂 正			非訂正		利 用 停 止			非利用 停 止
	全部	部分	計			全部	部分	計	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3 簡易開示の件数

3,708件

4 不服申立ての件数及びその処理状況

不服申立ての件数	処 理 状 況					
	全部認容	一部認容	棄 却	却 下	取下げ	審査中
2 (8)	0	0 (1)	0 (4)	0	0	2 (3)

() の数字は、平成26年度の不服申立てであって、平成27年度まで審査が及んだもの

和歌山県告示第1376号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え

置いて、平成29年1月30日まで縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成28年11月29日

2 名称

特定非営利活動法人ネオ

3 代表者の氏名

山下真史

4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市野々2710番地9

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、地域で自立した生活を営んでいくために必要な事業を行い、福祉の増進を図り、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1377号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050100803	放課後等デイサービスmameの木	和歌山市岩橋567-3	放課後等デイサービス	N E M U の 木 presence株式会社	和歌山市湊1115-77	平成28.12.1

和歌山県告示第1378号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3050100787	放課後等デイサービスウィズ園部	和歌山市園部1133-1	放課後等デイサービス	株式会社希望	和歌山市上野417-11	平成28.12.1

和歌山県告示第1379号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日

3050100 795	ユーカ農園	和歌山市福島572-2 7	児童発達支援	株式会社ユーカ 技建	和歌山市福島572-38	平成 28.12.1
			放課後等デイサー ビス			

和歌山県告示第1380号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3051400 152	のぞみスター	海南市岡田331番地 7	児童発達支援	株式会社縁和会	和歌山市西小二里二 丁目5番71号	平成 28.12.1

和歌山県告示第1381号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援 の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	指 定 年月日
3051400 160	+one	海南市且来554-1	児童発達支援	株式会社240	和歌山市中島477-6	平成 28.12.1
			放課後等デイサー ビス			

和歌山県告示第1382号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
有限会社紀南薬 局	田辺市湊15番5号	医療機関の所 在地	田辺市湊1021番地	田辺市湊15番5号	平成 28.11.7

和歌山県告示第1383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
みなと薬局	田辺市湊34番25号	医療機関の所在地	田辺市湊967番地の3	田辺市湊34番25号	平成28.11.7

和歌山県告示第1384号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年11月25日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年12月22日まで縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第93号-1	日高郡日高川町和佐字大縄口1677外4筆
平成28年度第93号-2	日高郡日高川町千津川字西本谷4988-31外2筆

和歌山県告示第1385号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年11月29日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年12月22日まで縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第94号-1	海南市七山字北垣内229-1外1筆
平成28年度第94号-2	海南市野上中字下井田234

和歌山県告示第1386号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成28年11月29日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成28年12月22日まで縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第95号-1	日高郡みなべ町西本庄字川久保1111-1

平成28年度第95号-2	日高郡みなべ町芝字矢谷873-2
平成28年度第95号-3	日高郡みなべ町東吉田字田辺ケ坪614
平成28年度第95号-4	日高郡みなべ町谷口字上清水166-1
平成28年度第95号-5	日高郡みなべ町晩稲字清水谷1547

和歌山県告示第1387号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年11月30日に認可した。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第83号	和歌山市栗栖字徳井6-1外5筆
平成28年度第84号-1	田辺市中芳養字小畔谷3212-3
平成28年度第84号-2	田辺市中芳養字小畔谷3196-13外1筆
平成28年度第84号-3	田辺市上秋津字山田代2158-1外1筆

和歌山県告示第1388号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材登録番号	製材登録番号	チップ登録番号	登録年月日	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	業務の態様	営業所又は工場の所在地
2002			平成28.7.12	橋本市東家五丁目4番1号	丸石木材住宅株式会社 代表取締役 石田雅彦	木材	橋本市高野口町小田525
6007			平成28.9.14	田辺市明洋一丁目16-10	橋本林業 橋本歩	木材	田辺市明洋一丁目16-10
6008			平成28.10.3	田辺市文里二丁目32番7号	株式会社中川 代表取締役 中川文恵	木材	田辺市文里二丁目32番7号

和歌山県告示第1389号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第4条第1号に掲げる事項の変更について次のとおり届出があった。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録者の氏名又は名称	変更事項	新	旧	変更年月日

北山村森林組合	代表者の氏名	代表理事組合長 久保治	代表理事組合長 山口賢二	平成 28.7.14
かつらぎ町森林組合	代表者の氏名	代表理事組合長 井本一行	代表理事組合長 浦中隆男	平成 28.7.19

和歌山県告示第1390号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町添野川字平井川西平山1605の1

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1391号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町西赤木字上小森山422、字下モ小森山423

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1392号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 有田郡広川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1393号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1394号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬 字橋小路645番1地内	旧	12.69 } 14.63	7.00	
同上	新	14.52 } 17.91	7.00	

和歌山県告示第1396号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字橋小路645番1地内

供用開始の期日 平成28年12月9日

和歌山県告示第1397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬 字向イ垣内1552番3地内	旧	6.29 ） 9.04	16.80	
同上	新	8.93 ） 11.32	16.80	

和歌山県告示第1398号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 480号

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字向イ垣内1552番3地内

供用開始の期日 平成28年12月9日

和歌山県告示第1399号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 花園美里線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬 字向イ垣内1553番1地先から同 町大字花園梁瀬字向イ垣内1578 番2地先まで	旧	10.25 ） 11.26	30.60	
同上	新	11.26 ） 17.69	31.60	

和歌山県告示第1400号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 花園美里線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字花園梁瀬字向イ垣内1553番1地先から同町大字花園梁瀬字向イ垣内1578番2地先まで

供用開始の期日 平成28年12月9日

和歌山県告示第1401号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 和歌山打田線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市船戸字笑松122番6地先から同市宮字宮ノ内85番1地先まで	旧	9.55 } 24.36	574.43	
同上	新	9.55 } 66.20	574.43	
岩出市船戸字笑松122番5地先から同市宮字宮ノ内85番1地先まで	新	9.55 } 66.20	570.78	

和歌山県告示第1402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 上富田南部線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市下三栖字填田1757番52地先から同市下三栖字填田1757番119地先まで	旧	15.90 } 19.50	29.00	

同上	新	37.20 } 49.70	29.00	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第1403号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市下三栖字埴田1757番52地先から同市下三栖字埴田1757番119地先まで

供用開始の期日 平成28年12月9日

和歌山県告示第1404号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 谷地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	有田郡	有田川町	谷	下ドリコ	46-2	道路内（県道）
2号	〃	〃	〃	下西	737-1	
3号	〃	〃	〃	下ドリコ	46-1	
4号	〃	〃	〃	〃	52-3	
5号	〃	〃	〃	吉野岩	53-2	
6号	〃	〃	〃	〃	93	
7号	〃	〃	〃	〃	76-2	
8号	〃	〃	〃	〃	72	
9号	〃	〃	〃	〃	77-1	
10号	〃	〃	〃	〃	83-4	
11号	〃	〃	〃	〃	98-1	
12号	〃	〃	〃	下ドリコ	46-2	道路内（県道）
13号	〃	〃	〃	〃	46-1	
14号	〃	〃	〃	〃	46-2	道路内（県道）

和歌山県告示第1405号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成28年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3361	岩出市水栖字薦池21番1、2 2番の一部	紀の川市粉河940番地1 森田敏夫	平成 28. 11. 28	6.00	50.69

和歌山県告示第1406号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
平成28年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3363	岩出市野上野字沼ノ上202 番2、203番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 28. 11. 28	6.00	90.83

和歌山県告示第1407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年12月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画道路

3・4・2千穂王子ヶ浜線

3・4・6広角王子ヶ浜線

3・4・7下本町下田線（一部廃止）

3・5・3上本町磐盾線

2 都市計画を変更した土地の区域

削除した部分

和歌山県新宮市阿須賀一丁目、馬町一丁目、元鍛冶町一丁目、新宮字梅ノ木、新宮字奥山際、新宮字口山際、新宮字松山、新宮字南谷、千穂一丁目、別当屋敷町、薬師町

変更した部分

和歌山県新宮市あけぼの、池田一丁目、池田二丁目、池田三丁目、伊佐田町一丁目、伊佐田町二丁目、井の沢、磐盾、浮島、王子町三丁目、春日、神倉三丁目、神倉四丁目、上本町一丁目、上本町二丁目、熊野地一丁目、熊野地二丁目、五新、清水元一丁目、清水元二丁目、下田一丁目、下田二丁目、下田三丁目、下本町一丁目、下本町二丁目、徐福一丁目、徐福二丁目、新宮字清水元、新宮字丸山、千穂二丁目、千穂三丁目、仲之町三丁目、野田、蓬莱一丁目、蓬莱二丁目、蓬莱三丁目、緑ヶ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目

3 都市計画の案の縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第11号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第6条第1項の規定による任期を定めた職員（以下「育休任期付職員」という。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項の規定による任期を定めた職員（以下「配偶者同行休業任期付職員」という。）並びに育児休業法第18条第1項の規定による任期を定めた短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の採用試験を次の要綱により実施する。

平成28年12月9日

和歌山県人事委員会事務局長 室 谷 匡 利

平成28年度第2回和歌山県育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員並びに任期付短時間勤務職員採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

<育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山	5人程度	本庁、男女共同参画センター、子ども・女性・障害者相談センター、海草振興局建設部等における事務
一般事務・紀北	2人程度	那賀振興局地域振興部又は建設部における事務
一般事務・紀中	2人程度	有田振興局健康福祉部又は日高振興局健康福祉部における事務

<任期付短時間勤務職員採用試験>

試験区分	採用予定人員	勤務地及び主な職務内容
一般事務・和歌山	1人程度	本庁における事務
一般事務・紀中	1人程度	日高振興局建設部における事務
一般事務・西牟婁	1人程度	西牟婁振興局建設部における事務

上記表の採用予定人員又は勤務地は、職員の育児休業、配偶者同行休業等の取得状況により変更する場がある。変更となる場合の勤務地の範囲は、次の勤務地区分表のとおりとする。

勤務地区分表

区分	勤務地の範囲
和歌山	和歌山市、海南市、海草郡
紀北	橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡
紀中	有田市、御坊市、有田郡、日高郡
西牟婁	田辺市、西牟婁郡

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は、受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	平成29年1月22日(日) 午後1時	和歌山市 田辺市	平成29年2月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。
第2次試験	平成29年2月上旬	和歌山市	平成29年2月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。また、和歌山県ホームページにも掲載する。

4 試験の方法及び内容

	種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	教養試験 (択一式)	300点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(30題) <出題分野> 社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能	1時間30分
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、第2次試験の面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	面接試験	420点	人物、能力、性格等についての個別面接	

試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア インターネット

和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」から、画面上の指示に従って申し込むこと。

イ 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「育休任期付職員等受験申込み」又は「任期付短時間勤務職員受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

申込用紙は、和歌山県ホームページの電子サービス「電子申請/申請書」にある「和歌山県電子申請システム」の「申請書ダウンロード」から印刷するか、次の配布場所において入手すること。

<申込用紙の配布場所>

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

各振興局地域振興部総務県民課

海草振興局建設部海南工事事務所

東牟婁振興局申本建設部総務管理課

また、申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、

和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 受付期間

ア インターネットによる申込みの場合

平成28年12月15日（木）午前10時から平成29年1月6日（金）午後4時までの間に受信したものを受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

イ 郵送による申込みの場合

平成28年12月15日（木）から受付を開始し、平成29年1月6日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

(3) 受験票等の交付

ア インターネットによる申込みの場合

申込みが到達した場合は、整理番号とパスワードを記載した「申込完了通知メール」を自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「受付審査完了通知メール」を送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行する。受験票を発行した場合は、「受験票発行通知メール」を送信するので、指示に従い受験票ファイル及び写真票ファイルをダウンロードし、書面に印刷すること。写真票には、受験番号、氏名等を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は、受験することができない。

イ 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは、受理しない場合がある。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

おおむね平成29年3月から採用される予定であるが、職員の育児休業等の取得状況により各々の採用時期に違いがある。

また、職員の育児休業等の取得状況によっては、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合がある。（採用候補者名簿の有効期間は、原則1年である。）

(2) 任期、勤務時間及び休日は、以下のとおりである。

なお、勤務において時間外勤務（休日の勤務を含む。）等をする場合がある。

< 育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員 >

○任期 おおむね8か月以上3年未満

○勤務時間 午前9時から午後5時45分まで

○休日 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「祝日」という。）、年末及び年始。ただし、一般事務・和歌山のうち、勤務地及び主な職務内容が男女共同参画センターにおける事務の場合は、月曜日、日曜日又は土曜日、祝日、年末及び年始となる。

< 任期付短時間勤務職員 >

○任期 おおむね1年以内

なお、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）に係る期間の延長の範囲内で任期を延長する場合がある。

○勤務時間及び休日

試験区分	勤務時間	休日

一般事務・和歌山	午後1時55分から午後5時45分までの週19時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始
一般事務・紀中	木曜日及び金曜日の午前9時から午後5時45分までの週15時間30分	日曜日から水曜日まで、土曜日、祝日、年末及び年始
一般事務・西牟婁	午後2時55分から午後5時45分までの週14時間10分	日曜日、土曜日、祝日、年末及び年始

(3) 採用時の給料月額は、おおむね以下のとおり（平成28年4月1日現在）であるが、育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員については、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

試験区分	給料月額	適用給料表
育休任期付職員及び配偶者同行休業任期付職員 （一般事務・和歌山） （一般事務・紀北） （一般事務・紀中）	149,000円	行政職給料表
任期付短時間勤務職員 （一般事務・和歌山）	73,698円	育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表
任期付短時間勤務職員 （一般事務・紀中）	59,600円	
任期付短時間勤務職員 （一般事務・西牟婁）	54,473円	

このほか職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、育休任期付職員又は配偶者同行休業任期付職員については、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。任期付短時間勤務職員については、上記のうち、扶養手当、住居手当等、支給されない手当がある。

7 試験結果の開示について

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験 不合格者	得点及び順位	合格発表の日から1か月 （日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
第2次試験	第2次試験 受験者	(1) 第1次試験の得点及び順位 (2) 第1次試験の得点と第2次試験の得点を合わせた総合得点及び総合順位	午前9時（開示期間の初日は合格発表後）から午後5時45分まで

8 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、平成28年10月25日及び同月31日に実施

した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成28年12月9日

和歌山県監査委員 江川 和明
 和歌山県監査委員 足立 聖子
 和歌山県監査委員 濱口 太史
 和歌山県監査委員 鈴木 太雄

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関	監査実施年月日
伊都振興局	平成28年10月25日
和歌山県農業大学校	〃
和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校	〃
和歌山県立紀北工業高等学校	〃
和歌山県立伊都高等学校	〃
和歌山県立紀北農芸高等学校	〃
和歌山県立笠田高等学校	〃
和歌山県立伊都中央高等学校	〃
和歌山県立紀の川高等学校	〃
和歌山県立きのかわ支援学校	〃
和歌山県橋本警察署	〃
和歌山県かつらぎ警察署	〃
有田振興局	平成28年10月31日
和歌山県東京事務所	〃
紀中県税事務所	〃
和歌山県立箕島高等学校	〃
和歌山県立有田中央高等学校	〃
和歌山県立耐久高等学校	〃
和歌山県立たちばな支援学校	〃
和歌山県有田警察署	〃
和歌山県湯浅警察署	〃

2 監査の結果

(1) 指摘事項

なし

(2) 注意事項

ア 伊都振興局地域振興部

(ア) 寄附金収入において、受入権限がないにもかかわらず収入調定事務を行っていたので、適正に処理されたい。

(イ) 駐車場使用料等に係る常時の前渡資金を随時の資金前渡者に支出していたので、適正に処理されたい。

イ 伊都振興局健康福祉部

(ア) 生活保護費返還金未収金については、平成27年度末で約61万円となっており、前年度末に比し約2万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。

(イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約577万円となっており、前年度末に比し約10万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について、未納者及び連帯保証人等の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

(ウ) 特別障害者手当の資格喪失手続を行ったことを失念したため、誤払いが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(エ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。

ウ 伊都振興局農林水産振興部

(ア) 早朝出発夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

(イ) 業務委託において、実績報告書を受領していなかったため、適正に処理されたい。

エ 伊都振興局建設部

(ア) 工事請負契約不履行に伴う違約金が平成27年度に新たに59万円発生し、現在も収入未済となっている。

今後も、未納者の現状を把握しながら適切な債権管理に努められたい。

(イ) 前金払請求書の請求日が出納整理期間中であったため、適正に処理されたい。

(ウ) 駐車場使用料等に係る常時の前渡資金を随時の資金前渡者に支出していたため、適正に処理されたい。

オ 和歌山県立橋本高等学校・古佐田丘中学校

旅行命令簿において夜間帰着を命じているにもかかわらず、旅費計算書において日当加算をしていなかったため、適正に処理されたい。

カ 和歌山県立紀北農芸高等学校

物品調達台帳において、決裁者印の押印漏れの事例があったため、適正に処理されたい。

キ 和歌山県立きのかわ支援学校

(ア) スクールバス運行等業務の委託において、仕様書に定める車両の消毒、定期清掃及びカーテン等のクリーニング(いずれも年3回)の履行を確認せずに委託費を支払っていたため、適正に処理されたい。

(イ) 業務委託において、契約書に定める実績報告書の提出を受けず履行確認していた事例があった。また、契約書に定める実績報告書の提出前に検査していた事例があったため、適正に処理されたい。

(ウ) 夜間帰着の条件を満たす旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていなかったため、適正に処理されたい。

ク 和歌山県かつらぎ警察署

旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ケ 有田振興局地域振興部

(ア) 負担金に係る資金前渡において、資金前渡職員に交付された現金が債権者に渡されずに保管されていたため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 年間契約で支出を行う支出票審査において、所属から提供された契約書(写し)との照合を行ったことが確認できなかったため、適正に処理されたい。

(ウ) 委託料の支出において、契約で定めた支払期日より遅延していたため、適正に処理されたい。

(エ) 重量税に係る資金前渡において、前渡額が不足しており、改めて不足額を資金前渡し精算していたため、適正に処理されたい。

(オ) 有田総合庁舎の空調設備保守点検、エレベーター保守点検等、8件の業務委託において、契約書に定めた実績報告書を受領せずに検査を行っていたため、適正に処理されたい。

(カ) 有田総合庁舎(有田総合庁舎棟、湯浅保健所棟及び特殊車両棟)の清掃に関する業務委託契約において定める履行期限の延長について、契約当事者の協議が確認できなかったため、適正に処理されたい。

- (キ) 取り消した支出負担行為票と元の支出負担行為票がいずれも保存されていなかったため、適正に処理されたい。
- (ク) 旅費について、旅行命令簿への日当及び宿泊料調整の未記入により過払を行い、翌年度に収入調定している事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (ケ) 証明願に貼付された県証紙に消印のなされていないものがあったため、適正に処理されたい。
- (コ) 前渡資金支払調書において、次の不適切な事例があったため、適正に処理されたい。
- a 資金前渡職員が不在の際の決裁権者について誤りがあった。
 - b 資金前渡資金の支払者印漏れがあった。
- (サ) 他部の軽易な支出以外の支出事務を当部において処理していたため、適正に処理されたい。
- (シ) 他部の随時の前渡資金を当部の資金前渡者に支出していたため、適正に処理されたい。
- (ス) 支出負担行為即支出命令の支出票が決裁されていなかったため、適正に処理されたい。
- (セ) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (ソ) 正当な債権者に渡すべき現金を権限がない者が一時的に保管していたため、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

コ 有田振興局健康福祉部

- (ア) 生活保護費返還金の未収金については、平成27年度末で約1,374万円となっており、前年度末に比し約24万円増加している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、未収金について未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成27年度末で約138万円となっており、前年度末に比し約19万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (ウ) 特別障害者手当等返還金の未収金については、平成27年度末で約78万円となっており、前年度末に比し約2万円減少している。

今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。

- (エ) 軽易な支出以外の支出事務を他部で処理していたため、適正に処理されたい。
- (オ) 随時の前渡資金を他部の資金前渡者に支出していたため、適正に処理されたい。
- (カ) 結核審査協議会の委員の報酬について、委任払をしていたため、適正に処理されたい。
- (キ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたため、適正に処理されたい。
- (ク) 旅行命令簿において、直行していないにもかかわらず直行命令していた事例があったため、適正に処理されたい。

- (ケ) 証紙売りさばき代金(現金)の取扱いが、次のとおり不適切であったため、適正に処理されたい。

- a 現金出納簿が、現金を収受した収納員ごとに作成されていなかった。
- b 収納員から別の収納員に歳入金引き継がれていた。

- (コ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の滞納に係る違約金について、金額が確定しているにもかかわらず調定が行われていなかったため、適正に処理されたい。

サ 有田振興局農林水産振興部

委託料の支出において、契約で定めた支払期日より遅延していたため、適正に処理されたい。

シ 有田振興局建設部

- (ア) 放置船舶の除却工事に係る行政代執行に係る収入未済額は、平成27年度末で約222万円となっており、

おり、前年度から回収が進んでいない。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

- (イ) 所得税の徴収額を誤り過控除し、歳入歳出外現金の払渡処理を行った事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。
- (ウ) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。
- (エ) 正規の勤務時間外に公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付け人第495号人事課長通知に従い、適正に処理されたい。
- (オ) 吉備金屋線開通式典に係る委託業務請書を徴しているが、変更請書の徴取に当たり、別契約とすべき海南金屋線開通式典に係るものを追加していたので、適正に処理されたい。
- (カ) 河川占用料の収入調定（バッチ処理）において、次の不適正な事例があったので、適正に処理されたい。
 - a 債権債務者番号の入力を誤り、別人に対して調定・納付通知書発布後、調定を削除し、改めて本来徴収すべき相手に対して調定をしていた。
 - b 河川占用料を徴収しないこととした相手に対して調定を行っていたため、その調定を削除しているが、関係書面が確認できなかった。

ス 和歌山県東京事務所

- (ア) 物品調達に係る消耗品の納品において、納品検査が複数の職員でなされていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。
- (イ) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じた事例があったので、適正に処理されたい。
- (ウ) 資金前渡の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。
- (エ) タクシー乗車券交付簿（管理簿）において、所属長の承認を受けずタクシー乗車券が受領されていたので、適正に処理されたい。

セ 紀中県税事務所

- (ア) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は97.7%と前年度に比し0.3ポイント増加し、平成27年度末の収入未済額も約1億1,794万円と、約2,365万円減少している。

しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の収入未済額の約90%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金の収入未済についても、適切な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

- (イ) 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ソ 和歌山県立箕島高等学校

旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

タ 和歌山県立有田中央高等学校

ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の使用承認を受けていない事例があったので、適正に処理されたい。

チ 和歌山県立耐久高等学校

平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備

品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

ツ 和歌山県湯浅警察署

(ア) 旅費計算書において、計算誤りにより過渡しが生じ、戻入されていた事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。

(イ) 平成27年度に実施した消防用設備等の保守点検の結果、「不良」と判定された設備について、必要な修繕を行っていなかったもので、適正に処理されたい。

(3) 検討事項

なし

(4) 上記以外の機関においては、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。